



2021年 主要 改正税法（案）

企画財政部, 2021.7.26.

I. 国際租税

1. 固定事業所回避行為管理法案の新設

① 改正案（新設）

外国法人が、韓国国内の事務所を事実上固定事業所として運営するにもかかわらず、連絡事務所として設置し税負担を回避することを防止するため、連絡事務所現況資料を提出する義務の新設

	固定事業所	連絡事務所
概念	事業の本質的で重要な活動が行われている	外国本社の子備的、補助的な活動のために（広告宣伝、市場調査、情報収集など）設置されている
課税有無	O	X

② 提出内容および提出時期

外国本社現況、国内取引先現況、国内支店現況などを翌年2月10日までに提出

③ 適用時期

2022年1月1日以降開始する課税年度より適用

2. 電子的サービスを提供する国外事業者の取引明細保管および提出義務

① 現行

国外事業者が直接またはオープンマーケット（グーグルやアマゾンなど）を通じて国内消費者に電子的サービス（ゲーム、アプリケーション、音楽、動画、ソフトウェア、クラウドサービスなど）を提供する場合、国外事業者またはオープンマーケットは事業開始日から20日以内に簡便



事業者登録を行った後、付加価値税を申告納付しなければならない

② 改正案

国内で電子的サービスを提供する国外事業者に関して、税源管理を強化するため簡便事業者が国内で提供する電子的サービスについての取引内訳を確定申告期限後5年間保管することとする
国税庁長は簡便事業者に対して取引明細の提出を要求することができ、資料提出要求を受けた簡便事業者は60日以内に提出しなければならない

③ 適用時期

2022年7月1日以降適用

3. 国際取引資料の期限後提出などに関する過料軽減基準新設

① 現行

国外特殊関係者（関連当事者）との取引の適正性を判断するため、国際取引に関連した資料の提出義務を課しており、不履行時は過料（個別・統合企業報告書、国家別報告書：報告書1通あたり3千万ウォン、国際取引明細書：国外特殊関係者1社（人）あたり500万ウォン）を科す

② 改正案

期限後、過料処分前に国際取引資料を提出した、あるいは修正提出した場合、以下の通り提出時期に応じて過料を軽減する

修正提出		期限後提出	
提出時期	軽減率	提出時期	軽減率
6か月以内	90%	1か月以内	90%
6か月超1年以内	70%	1か月超6か月以内	70%
1年超2年以内	50%	6か月超1年以内	50%
2年超4年以内	30%	1年超2年以内	30%

③ 適用時期

改正法令施行日以降資料提出した者から適用



4. 特定外国法人（CFC）を通じた租税回避に対する管理強化

① 現行

負担税額が実際発生所得の15%以下のCFC（Controlled Foreign Company：居住者、内国法人と特殊関係にある海外投資法人）の留保所得はその株主たる居住者、内国法人の配当に課税

② 改正案

CFCの税負担率基準を15%から国内法人税最高税率(25%)の70%の水準に引き上げ、CFCの範囲には法人以外に法人関税信託を含む

③ 適用時期

2022年1月1日以降開始する課税年度より適用

II. 法人税および所得税

1. 中小企業の2021年度欠損金遡及控除許容期間一時拡大

① 改正案

現在中小企業の欠損金に関しては、直近課税年度納付税額を限度に遡及控除を許容しているが、直近2課税年度の納付税額を限度として法人税または所得税の遡及控除を適用

	現行	改正
欠損金遡及控除期間	直近1課税年度	直近2課税年度 (2019年・2020年)

② 適用時期

2021年12月31日が属する課税年度についての所得税または法人税申告時に遡及申請可能



2. 常用勤労所得、その他簡易支給明細書提出周期短縮および加算税緩和

① 支給明細書提出周期短縮

全国民雇用保険支援のインフラ構築のために簡易支給明細書提出周期短縮

	現行	改正
常用勤務所得簡易支給明細書	半期ごと提出	月ごと提出
フリーランサーなど その他所得簡易支給明細書	年1回提出	

② 加算税負担緩和

- その他所得簡易支給明細書の内容が事実と異なる場合、加算税は0.25%を適用
- 常時雇用人員20人以下の小規模事業者が毎月提出しなければならない簡易支給明細書を半期ごとに提出した場合、1年間（2022年7月から2023年6月まで）は加算税免除
- 支給理由が不明瞭である金額が5%以下である場合は、加算税免除

② 適用時期

2022年1月1日以降支給する所得より適用

3. 業務用乗用車関連費用明細書未提出加算税などの新設

① 改正案（新設）

業務用乗用車関連の費用明細書を提出しない場合や、事実と異なる内容で提出した場合、加算税を課す

	未提出	事実と異なる内容の提出
加算税新設	業務用乗用車関連費用損金算入額*1%	事実と異なる金額*1%

② 適用時期

2022年1月1日以降開始する課税年度より適用

4. 誠実申告確認制適用対象小規模法人拡大

① 改正案

小規模法人に対して税務管理を強化するため、誠実申告確認制の対象法人となる要件の整備

	現行	改正
誠実申告確認制対象法人要件	i) 支配株主などが50%超出資 ii) 主要な事業が不動産賃貸業である場合または不動産賃貸・利子・配当所得の対売上金額比率が70%以上 iii) 常時勤労者数が5名以下	i) 左に同じ ii) 対売上金額基準引き下げ： 70% → 50% iii) 左に同じ

② 適用時期

2022年1月1日以降開始する事業年度から適用

5. 事業譲受時繰越欠損金控除適用の補完

① 改正案（新設）

事業譲渡や事業譲受を通じた租税回避を防止するため、事業譲受時の繰越欠損金の控除範囲を設定

適用対象	繰越欠損金控除
i) 特殊関係者間の譲渡・譲受であり、 ii) 譲受金額が資産の70% + 純資産の90%以下	譲受法人の既存繰越欠損金は譲受法人の既存事業部門から発生した所得金額の範囲からのみ控除可能



② 適用時期

2022年1月1日以降の事業譲受から適用

6. 納付遅延加算税負担の緩和

① 改正案

納付遅延加算税が免除となる少額滞納税額基準について、物価および所得水準を反映させて調整し、また市中銀行延滞利子率を勘案して納付遅延加算税率を調整する

	現行	改正
納付遅延加算税免除対象	税目別・納付書ごとに100万ウォン未満の滞納税額（国税および関税）	150万ウォン未満の滞納税額
納付遅延加算税率	0.025%/日	0.019%~0.022%/日

② 適用時期

2022年1月1日以降より適用

7. 納税組合税額控除限度の新設

① 現行

税源の追跡が困難な外国法人などから給与を受け取る者が納税組合に加入し源泉徴収・納付した場合、所得税額の5%の税額控除を適用する

② 改正案

高所得者に対する過度な減税となることを防止するため、年間100万ウォン（勤労提供機関に応じて月割計算）を控除限度とする

③ 適用時期

2022年1月1日以降発生する所得より適用

8. 寄付金税額控除一時拡大

① 改正案



2021年度寄付金に対して、一時的に税額控除率を5%引き上げる

	現行	改正
寄付金税額控除	寄付金の15% (1千万ウォン超過部分30%)	寄付金の20% (1千万ウォン超過部分 35%)

② 適用時期

2021年1月1日から2021年12月31日までの寄付金に限り適用

9. 非課税の自家運転補助金適用範囲の拡大

① 改正案

本人名義の車両所有およびレンタル間の公平性向上のため、従業員が本人名義でレンタルした車両を業務遂行に利用する場合にも、月20万ウォンの非課税を適用する

	現行	改正
自家運転補助金 適用範囲	従業員の所有車両を従業員が直接運 転し業務遂行する場合	従業員が本人名義でレンタルした車 両を含む

② 適用時期

2022年1月1日以降より適用

10. 青年勤労者に対する成果報酬基金の所得税減免拡大

① 現行

中小・中堅企業勤労者が成果報酬基金（青年在職者および核心人材のネイルチェウム控除）満期受領する際、満期控除金のうち企業拠出金について所得税減免

② 改正案

青年の資産形成支援のために、青年加入者の所得税減免率を拡大する



	現行	改正
減免率	中小企業: 50% 中堅企業: 30%	(青年) 中小: 90% / 中堅: 50% (その他) 左に同じ

③ 適用時期

2022年1月1日以降受領する者に適用

Ⅲ. 付加価値税

1. 付加価値税予定告知制度の改善

① 改正案

小規模事業者の納税便宜を高めるため、付加価値税予定告知なしに確定申告することができる除外基準金額の引き上げ

	現行	改正
予定告知 除外金額	30万ウォン	50万ウォン

② 対象事業者

簡易課税者、一般課税個人事業者、年間売上3億ウォン以下の法人事業者

③ 適用時期

2022年1月1日以降より適用



2. 購入税額控除制度の改善

① 改正案

供給時期の経過後、発給された税金計算書の購入税額控除認定範囲の拡大

	現行	改正
購入税額控除認定税金計算書	確定申告後6か月以内に発給	確定申告後 1年以内 に発給

② 適用時期

改正法令施行日以降財貨またはサービスを提供する者より適用

3. 修正税金計算書発給要件の緩和

① 改正案

取引事実に合わせて税金計算書を自ら指定できるよう、修正税金計算書発給期限拡大

	現行	改正
修正税金計算書発給期限	確定申告期限まで	確定申告後 1年以内

② 適用時期

改正法令施行日以降財貨またはサービスを提供する者より適用

4. 電子（税金）計算書義務発給対象の拡大

① 改正案

個人事業者の義務発給基準拡大

	現行	改正
発給対象	直前年度供給価額2億ウォン以上	直前年度供給価額 1億ウォン 以上

② 適用時期

2023年7月1日以降財貨またはサービスを提供する者より適用



5. 電子（税金）計算書発給に対する税額控除の新設

① 改正案（新設）

電子（税金）計算書発給に対するインセンティブを付与するために前年度供給価額3億ウォン未満の個人事業者に対して、電子（税金）計算書発給税額控除を導入する

控除価額	控除方式	適用期限
施行令にて規定	付加価値税・所得税から控除	2022年7月1日から2024年1月31日まで

② 適用時期

2023年7月1日以降財貨またはサービスを提供する者より適用

IV. 租税特例制限法

1. 国家戦略技術R&D費用および施設投資に関する税制支援の強化

① 改正案

国家戦略技術のR&D費用支出と施設投資時の税額控除率の引き上げ

(単位: %)

控除率		現行			改正		
		大企業	中堅	中小	大企業	中堅	中小
R&D 費用	一般	2	8	25	2	8	25
	新成長・源泉技術	20-30		30-40	20-30		30-40
	国家戦略技術	(新設)			30-40		40-50

控除率		現行				改正			
		当期分			増加 分	当期分			増加 分
		大企業	中堅	中小		大企業	中堅	中小	
施設 投資	一般	1	3	10	3	1	3	10	3
	新成長・源泉技術	3	5	12	3	3	5	12	3
	国家戦略技術	(新設)				6	8	16	4

② 国家戦略技術範囲

半導体	バッテリー	ワクチン
-----	-------	------

国内経済・輸出に占める割合が大きく、産業全般の波及効果が大きい核心品目	電気自動車など未来重要産業の核心構成品として経済・産業の主導権確保機会を有する	他国に依存した場合、国民の生命・健康脅威を招き、保険危機以降経済回復力と深い関連を有する
-------------------------------------	---	--

③ 適用時期

2021年7月1日から2024年12月31日の3年間に限り支援

2. 知識財産(IP)市場 主要・供給エコシステム造りへの支援

① 主要側面

供給過剰状態の知的財産市場の需要拡充のため、中小・中堅企業が内国人（特殊関係人を除く）から取得する知的財産(IP)に対して投資税額控除を許容する

② 供給側面

中堅・中小企業が自主的に研究開発した特許権などの移転所得に対して50%の税額減免の適用期限を2年間延長し、中小企業だけではなく中堅企業における技術貸与所得に対しても25%の税額免除を適用する

③ 適用時期

2022年1月1日以降開始する課税年度より適用

3. 首都圏以外における雇用拡充のための税額控除金額一時引き上げ

① 現行

常時勤務者増加人員1人あたり一定金額を3年（大企業は2年）間税額控除

② 改正案

コロナ19による階層別・地域別雇用両極化の緩和のため、首都圏外企業の青年・障がい者などの就業脆弱階層の雇用増加の場合、100万ウォンずつ控除

(単位: 万ウォン)



区分	中小企業（3年間）		中堅企業（3年間）		大企業（2年間）	
	首都圏	首都圏外	首都圏	首都圏外	首都圏	首都圏外
青年等	1,100	1,200→ 1,300	800	800→ 900	400	400→ 500
一般	700	770	450	450	-	-

③ 適用時期

2021年12月31日及び2022年12月31日が属する課税年度の常時勤務者増加分について適用

4. キャリア断絶女性の雇用企業に対する税額控除要件の緩和

① 現行

中小・中堅企業がキャリア断絶女性を雇用した際に、2年間人件費の30%（中堅企業は15%）について税額控除する

② 改正案

キャリア断絶女性の迅速な労働市場復帰のため、キャリア断絶女性の要件緩和

	現行	改正案
キャリア断絶女性の要件	i) 退職前1年間勤労所得がある者 ii) 結婚・妊娠・出産・育児・子女教育の事由で退職した者 iii) 退職後3年以上15年以内に同種業種に就業する者	i) 左に同じ ii) 左に同じ iii) 退職後2年以上15年以内に同種業種に就業する者

③ 適用時期

2022年1月1日以降の再雇用より適用



5. 中小企業社会保険料税額控除実効性の向上

① 現行

中小企業の常時勤務者増加人員社会保険料に対して2年間50%（青年およびキャリア断絶女性は100%、新成長サービス業は75%）税額控除

② 改正案

雇用が減少する場合には控除を受けた税額を納付することとし、雇用維持の誘因を設定

	現行	改正
常時勤務者減少時事後管理	残余期間控除なし	控除税額追加納付

③ 適用時期

2022年1月1日以降開始する課税年度に常時勤務者数が増加した場合より適用

6. 正規職転換税額控除実効性向上

① 現行

中小・中堅企業が非正規勤労者を正規職に転換する場合、転換人員1人あたり1,000万ウォン（中堅企業は700万ウォン）税額控除

② 改正案

雇用維持、支援実効性向上のために企業が全体雇用人員を維持した場合にのみ税額控除を適用し、控除対象から特殊関係人は除外

	現行	改正
要件	i) 2020年6月30日現在非正規職勤労者を2021年12月31日までに正規職に転換 ii) 新設	i) 2021年6月30日現在非正規職勤労者を2022年12月31日までに正規職に転換 ii) 前年対比常時勤務者数維持

③ 適用時期

2022年1月1日以降開始する課税年度より適用



7. 成果共有中小企業課税特例支援拡大

① 現行

中小企業人員支援特別法第27条の2による経営ボーナス支給を通じて勤労者と成果を共有する中小企業の場合、中小企業はボーナス支給額の10%の税額控除、勤労者（特殊関係人、総給与7千万ウォン以上の者は除外）はボーナス受領額の50%の所得税を減免する

② 改正案

中小企業のボーナス支給誘因向上のためにボーナスを支給する企業関税特例制度要件を合理化し支援水準を拡大

	現行	改正
要件	i) 中小企業人員支援特別法によるボーナスであること ii) 営業利益が発生すること	i) 左に同じ ii) 削除
支援内容	(中小企業) 経営ボーナスの10%税額控除 (勤労者) 経営ボーナスの50%税額控除	(中小企業) 15% 税額控除 (勤労者) 左に同じ

③ 適用時期

2022年1月1日以降経営ボーナスを支給するものより適用